（別紙3）

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向け Ⅲ-3-1-3-1-2(4) 中小・地域金融機関向け Ⅱ-3-1-3-1-2(4)	犯収法は、預金の支払時には本人確認義務を課しておらず、主な着眼点（4）において、預金支払に当たって本人確認の実施を求めるのは法に反しているのではないか。	犯罪による収益の移転防止に関する法律においては、金融機関が本人確認を行なわなければならない取引として、預金又は貯金の受入れを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われるものなどを規定しています。こうしたことなども踏まえ、主な着眼点として、「預金の支払…に当たって、必要に応じ、本人確認の実施…など、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか」といった記載を設けています。	個人
	犯収法は金融機関に対し、預金の払出し時には本人確認義務を課していないことから、監督上の着眼点として、（4）において「預金の支払に当たって本人確認の実施」を設けることは犯収法の趣旨にも抵触しているのではないか。		個人
中小・地域金融機関向け Ⅱ-3-1-3-1-1(2)④	「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」とありますが、犯罪行為全般に関して振込先として利用された預金口座等であることを特定することが難しいケースもあると思われるため、「被害者、あるいは警察等から書面等にて依頼があった場合は取引停止等の措置を講ずることとする」等、具体的に明記していただいた方が運用上も確実な対応ができるのではないかと思慮いたします。	本記載は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律において、「金融機関は、…捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、…取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」と規定されていることを踏まえたものであり、警察はもちろんのこと、被害者その他の者からの依頼や書面によらない情報提供がある場合等においても、犯罪利用預金口座である疑いがあると認めるときは、取引停止等の措置を適切に講ずることが求められていると考えます。なお、別途、主な着眼点として、「被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報…等を活用して、…預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか」との記載を設けています。	社団法人 全国信用 金庫協会